

入居予定申立書

神戸市市税事務所長 宛

年 月 日

住所 _____
所有者 _____
(取得者) 氏名 _____

このたび、私が建築、または取得しました下記家屋は現在のところ未入居の状態にありますが、自己の居住の用に供するものに相違ないことを申し立てます。

記

1. 家屋の表示

所在地 _____
家屋番号 _____

2. 居住年月日

年 月 日

3. 現在の家屋の処分方法 (処分方法に応じた裏面の添付書類が必要です。)

1. 売却 2. 賃貸 3. 現在家屋に証明申請者の親族等が居住
4. 現在家屋が借家・社宅・寄宿舍・寮等 5. その他 6. 処分が未定

4. 入居が登記のあとになる理由

.....
.....
.....

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には、証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

◎ 申立書を提出するにあたっては、下記の書類を添付してください。

現在居住している家屋の処分方法		添 付 書 類	
1	現在の家屋を売却する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の家屋の売買契約書(写)又は不動産仲介業者等との媒介契約書(写)※等、売却することを証する書類 ・現在の住民票(写) 	
2	現在の家屋を賃貸する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の家屋の賃貸契約書(写)又は不動産仲介業者等との媒介契約書(写)※等、賃貸することを証する書類 ・現在の住民票(写) 	
3	現在の家屋に取得者の親族等が住む場合	<ul style="list-style-type: none"> ・親族等からの申立書 ・現在の住民票(写) 	
4	現在の家屋が借家、社宅、寄宿舍、寮等、取得者の所有家屋でない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・家主との間の賃貸契約書(写)、使用許可書(写)又は家主の証明書等、現在の住居が取得者の所有でないことを証する書類 ・現在の住民票(写) 	
5	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の家屋が今後、取得者の居住の用に供されるものではないことを証する書類 ・現在の住民票(写) 	
6	未定	(1) 資金を借りるために抵当権設定を急ぐ場合等、登記を入居の後まで遅らせることができない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付け等に係る金銭消費貸借契約書(写)や代金の支払期日の記載がある売買契約書(写)、または抵当権設定契約書 ・現在の住民票(写)
		(2) 前住人が未転出である場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前住人と取得者又は不動産仲介業者等との間の引渡期日の記載のある売買契約書(写) ・現在の住民票(写)
		(3) 取得者又は家族が病気等であるために、登記までに入居できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・治療期間が記載された医師の診断書(写) ・現在の住民票(写)
		(4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・やむを得ず入居が登記の後になることを証する書類 ・現在の住民票(写)

※契約に至っていない場合は予約書